

あげな中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 31 日策定
令和 2 年改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「当該生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法の施行に伴い平成 25 年度からの定義）

〈基本方針〉

- いじめは「どの学校、どのクラス、どの子にも起こり得るもの」という共通認識を持つ。
- いじめを早期に把握し、いじめにしっかり対応できる組織的な学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組む。
- 「いじめ」問題に取り組む最大の目的は、「社会に出て自立していける」子どもを育てることにある。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの子にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることになることを知らせることに努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①いじめ撲滅運動

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

②人権・道徳の日

生命を大切にし、自他の人権を尊重し、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじるなどの豊かな人間性を育てるため「人権・道徳の日」を毎月第一水曜日に設定する。

また、道徳の教科書や副読本を活用して心と心の連携を図る。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

ア 生徒会活動等での異学年交流の推進

イ 生徒の自発的な活動を支える委員会活動の推進

- ②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
特別活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。
- ③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) 未然防止取り組みのチェック機能を設ける

取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 基本方針のとおり、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた生徒がいる場合には学年会や生徒指導部会・教育相談部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」等で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒もいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために教育相談担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」 「教育相談委員会」

週1回関係職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交

換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC,SSW r によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

① 生徒指導連絡協議会 (年3回)

② 家庭教育支援会議

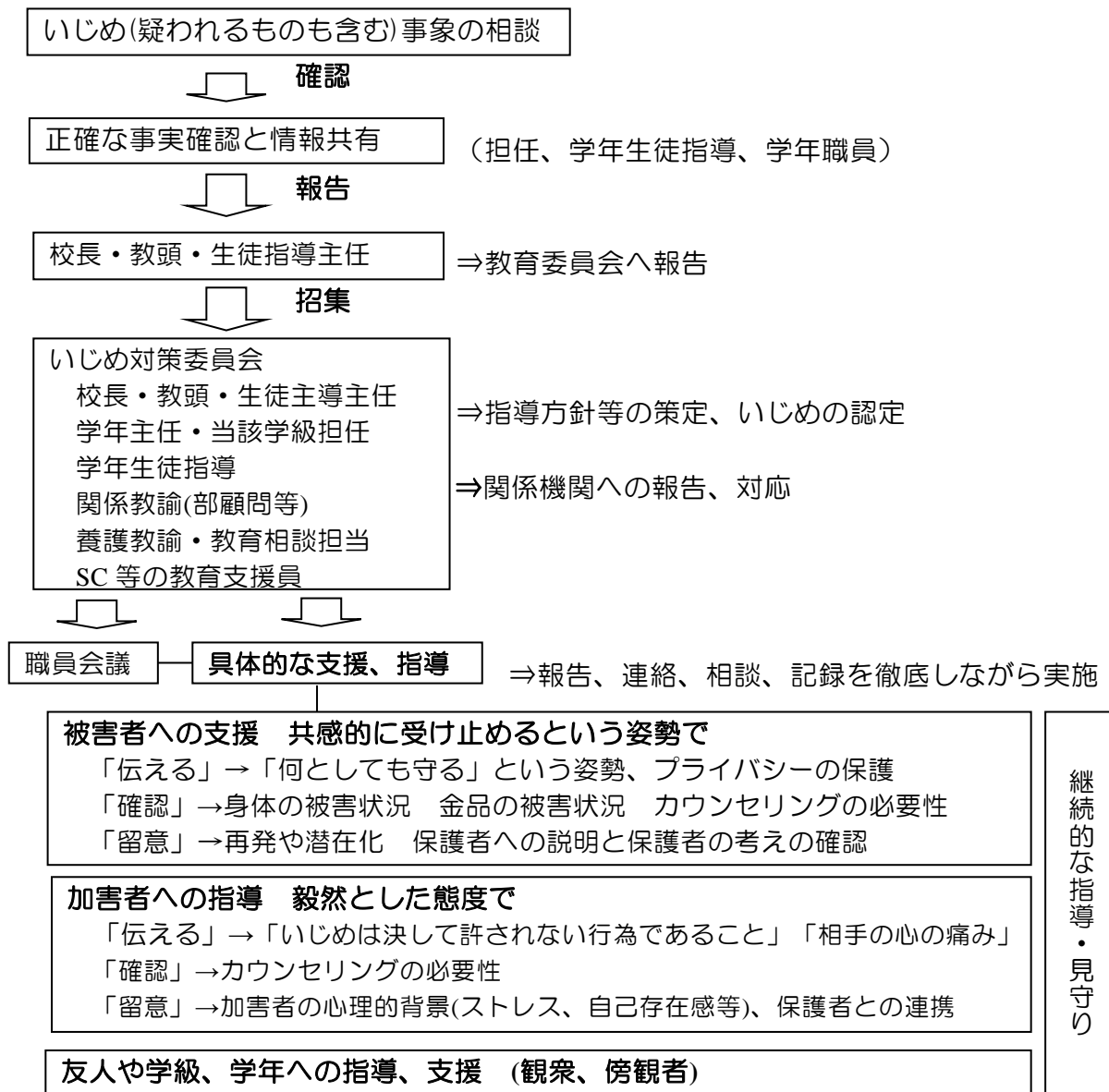
年3回開催し、あげな中校区における、問題行動やいじめ等における情報交換やこれからの方針や対応策について話し合う。また民生委員を交え家庭支援が必要な家庭についての相談活動を行う。

参加者

管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SSW r、自治会長
校区内小学校校長・生徒指導係、民生児童委員、PTA役員、保護司、教育委員会、
うるま警察署、少年補導員、青少年センターなど

また、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

5. いじめ発生から対応のながれ



6 重大事態への対応（重大事態の発生と調査）

（1）重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条において以下のように定義される。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であるとしてとらえる必要がある。

（2）重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

（3）調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

（4）調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。